

## 監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月12日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 滝川 健司

### 監査結果の措置対象

上下水道部  
経営課、整備課

### 監査結果報告年月日

平成29年12月6日

### 監査結果に対する措置通知年月日

平成30年3月5日

### 講じた措置等の内容

#### 【経営課】

##### 《意見1》

公共下水道事業、農業集落排水事業及び地域下水道事業の3事業については、平成28年度から下水道事業として地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行、また、水道事業については平成29年度から簡易水道事業を経営統合したところである。これら所管する3公営企業（水道事業、工業用水道事業、下水道事業）会計については、業務量や人口の減少等による料金収入の減少、今後は保有する資産の更新時期を迎えること等から、経営環境の一層の厳しさが予想される。必要なサービスを将来にわたり安定的に提供することができるようするため、引き続き経営の健全化に取り組まれない。

##### 《検討状況》

水道事業では、アセットマネジメントを作成しつつ、前年度策定いたしました水道事業基本計画で記載のとおり、平成32年度に予定しております料金改定の際には資産維持費も考慮した上で、適正な料金改定を行うこととしております。

また、下水道事業につきましても、ストックマネジメントを作成し、水道事業の料金改定の時期に合わせて下水道使用料の見直しを行い、水道事業と同様に資産維持費を考慮した使用料改定を行い、地方公営企業の原則である独立採算性を目指してまいります。

##### 《意見2》

水道料金及び下水道使用料に収入未済がある。公共料金の公平・公正な負担、水道事業及び下水道事業の健全な運営に資するため、未納の解消に努められたい。また、公共下水道及び農業集落排水供用開始区域内の未接続世帯に対しては、施設の有効利

用を図る観点からも早期接続を促されたい。

#### 《検討状況》

上下水道料金を納期限までに納付しない者には、納期限の翌月に督促状を送付しております。督促状を送付してもなお納付しない者には、督促納期限の翌月に催告書を発送し納付を促しております。督促状などによる再三の請求にも関わらず納付しない者には、新城市水道事業給水条例の規定に基づき給水停止の措置を行っております。

上下水道料金の徴収につきましては、公共料金の公平、公正の観点及び水道事業、下水道事業の健全化を図るためにも、滞納額が高額にならないよう、また滞納が常習化してしまっている者や約束を守らない者へより一層厳格な姿勢で取り組み、引き続き未納解消に努めてまいります。

公共下水道の接続率は平成29年4月1日現在で、市街化区域で90%、市街化調整区域で80%、また農業集落排水区域については同じく85%の状況となっております。

公共下水道及び農業集落排水供用開始区域内の未接続世帯については、広報による周知及び供用開始後一定の期間を経過した地区の対象世帯に向けて戸別に早期接続の必要性を継続して訴え、未接続の解消に努めてまいります。

また、整備継続中の公共下水道については、事業計画説明会での説明とその後の回覧により、供用開始年次計画を提示し、計画的に接続資金を確保されるように促し、さらに供用開始に先立つ工事着手時の説明会において、接続の必要性を説明し早期接続を促し、長期に亘る未接続世帯が生じないように努めてまいります。

### 【整備課】

#### 《意見》

委託業務に関する契約については、随意契約によるものが多かった。業務の特殊性等の理由から他者には取り扱うことのできないものと理解するが、予定価格の算定においては、他の自治体の同種の委託業務契約を参考に検証を行うなどし、適正な価格での業務執行に努められたい。

#### 《検討状況》

委託業務に関する随意契約による場合の予定価格の算定につきましては、労務費等については県単価、諸経費については国の歩掛、県単価等に見積りを徴収し、適正な設計積算をしております。今後も適正な価格での業務執行に努めてまいります。